



医政発0405第4号

平成24年4月5日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



臨床研究拠点等の整備事業について

臨床研究拠点等の整備について、この度、臨床研究拠点等整備事業実施要綱を別添
のとおり改正し平成24年4月5日から適用することとしたので、御了知の上、貴管
下関係機関への周知につき御協力いただきたい。